

生産行程管理業務規程

平成28年11月16日

1 作成者

住所(フリガナ): (〒917-0081) ^{フタイケンオバマシカワサキ} 福井県小浜市川崎1丁目3-6

名称(フリガナ): ^{キョウドウクミアイオバマ} 協同組合小浜ささ漬 ^{ソケキョウカイ} 協会

代表者(管理人)の氏名: ^{リジチョウ} 理事長 ^{タムラ} 田村 ^{ヒトシ} 均

ウェブサイトのアドレス:

2 農林水産物等の区分

区分名: 第24類 加工魚介類

区分に属する農林水産物等: 調味加工品 (小鯛ささ漬)

3 農林水産物等の名称

名称(フリガナ): ^{ワカサオバマコタイ} 若狭小浜小鯛 ^{ソケ} ささ漬

4 明細書の変更

生産者団体協同組合小浜ささ漬協会(以下「同協会」という。)は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

下記により行うものとする。なお、下記の確認等において明細書の基準を遵守しないで生産していることが疑われる場合には、同協会は臨時で現地調査を行うものとする。

(1) 原材料となる魚の確認

生産業者は、若狭小浜小鯛ささ漬の原料となるレンコダイを福井県漁業協同組合連合会小浜支所または株式会社小浜丸海魚市場から仕入れ、その際の納入伝票を保存する。

同協会は、同協会事務局担当者及び品質管理担当者(各生産業者により互選された生産業者又はその従業員であって、同協会内に複数の者を置く)が、下記(3)記載の最終製品の確認における現地巡回をする際に、納入伝票の確認を行い、原材料となる魚について明細書の基準を遵守しているかを確認する。

(2) 魚の処理・仕込み・包装・最終製品の確認

生産業者は、若狭小浜小鯛ささ漬を生産した日ごとに生産日誌を作成する。生産業者は、毎月10日までに、前月の生産日誌を同協会にFAX、電磁的方法または持参により提出する。同協会事務局担当者及び品質管理担当者は、その記載内容を確認し、明細書の各基準を遵守して生産されているかを確認する。

(3) 最終製品の確認

最終製品については、(2)による確認のほか同協会事務局担当者及び品質管理担当者が毎月1回以上行う現地巡回により全生産業者の最終製品の現地確認を行う。なお、現地巡回の結果については、実施の都度、同協会理事長に報告する。

6 明細書適合性の指導

同協会は、明細書に記載された生産方法の各基準に従った製造が行われていない場合には、生産業者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、当該生産業者に対して「若狭小浜小鯛ささ漬」の名称及び登録標章の使用を一定期間禁止するほか、同協会定款に基づき除名等ができるものとする。

また、同協会は、年1回開催する通常総会において、各生産業者に対し、明細書に記載された生産方法の基準について説明を行い、各基準の遵守について徹底するよう指導する。また、各生産業者が生産した製品を並べ、それらの品質について生産業者間で相互チェックを行う機会も設け、製品の品質管理の徹底に向けて各生産業者の意識統一を図る。

7 地理的表示等の使用の確認

同協会は、5(2)により生産業者から提出された生産日誌の記載内容を同協会事務局担当者及び品質管理担当者が確認するほか、5(3)による現地巡回の確認の際に、明細書に記載された生産方法の各基準をいずれも満たしている最終製品についてのみ、地理的表示である「若狭小浜小鯛ささ漬」及び登録標章が使用されているかを確認する。

また、同協会は、前記の確認の際に、以下の最終製品があるか否かを確認する。

- (1) 明細書に記載された生産方法の各基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「若狭小浜小鯛ささ漬」及び登録標章が使用されている最終製品
- (2) 地理的表示である「若狭小浜小鯛ささ漬」のみが使用されている最終製品
- (3) 登録標章のみが使用されている最終製品
- (4) 地理的表示である「若狭小浜小鯛ささ漬」に類似する表示又は登録標章に類似した標章が使用されている最終製品

8 地理的表示等の使用の指導

同協会は、7の確認において、以下の場合を確認した時は、生産業者に対して警告を発し是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、同協会は、当該生産業者に対して「若狭小浜小鯛ささ漬」の名称と登録標章の使用を一定期間禁止するほか、同協会定款に基づき除名等ができるものとする。

- (1) 明細書に記載された生産方法の各基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「若狭小浜小鯛ささ漬」及び登録標章を使用した場合
- (2) 地理的表示である「若狭小浜小鯛ささ漬」のみを使用した場合
- (3) 登録標章のみが使用されている場合
- (4) 地理的表示である「若狭小浜小鯛ささ漬」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されている場合

また、同協会は、年1回開催する通常総会において、各生産業者に対し、地理的表示の使用方法等について説明を行い、各生産業者における適正な表示の徹底を図るものとする。

9 実績報告書の作成等

同協会は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後30日以内に以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
 - ① 同協会が作成した検査記録（参考様式1）
 - ② 同協会が作成した現地調査記録（参考様式2）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

同協会は、前記9により作成提出した書類に加え、各生産業者から提出のあった生産日誌（参考様式3）を生産業者別にとりまとめ、同組合の事務所（福井県小浜市川崎1丁目3-6）に、また各生産業者は原料魚の納入伝票を実績報告書提出の日から5年間保存するものとする。

11 連絡先

住所又は居所：

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

参考様式1

検査記録

巡回日時： 月 日 : ~ :

巡回者：

| 生産業者名 | 納入伝票 | 生産の方法 | 最終製品 | 地理的表示 |
|-------------|------|-------|------|-------|
| 池田喜助商店 | | | | |
| (有)上杉商店 | | | | |
| 魚安商店 | | | | |
| (株)大澤五右衛門商店 | | | | |
| 小浜海産物(株) | | | | |
| (有)鍵仙倉谷商店 | | | | |
| 木五商店 | | | | |
| (有)田中平助商店 | | | | |
| (株)田村長 | | | | |
| (株)津田孫兵衛 | | | | |
| (有)榎屋商店 | | | | |

●報告者(品質管理担当者)

年 月 日 氏名 _____ (印)

●確認者(協同組合小浜ささ漬協会理事長)

年 月 日 氏名 _____ (印)

参考様式2

現地調査記録

| | |
|--------------|--|
| <p>調査日</p> | |
| <p>調査担当者</p> | |
| <p>調査先</p> | |
| <p>調査の結果</p> | |
| <p>指導内容</p> | |
| <p>指導の結果</p> | |

参考様式3

生産日誌

生産業者名:
 生産責任者:

| 製造日 | 数量 | | | 明細書適合性チェック | | | | | 地理的表示 ・標章 | 確認者 | |
|-----|----|--------------|--------------|------------|-----|-----|----|------|--------------|-----|--|
| | 樽 | トレイ (小売用) | トレイ (業務用) | 原料 | 下処理 | 仕込み | 包装 | 最終製品 | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

確認者(品質管理担当者)氏名:
 確認日: 年 月 日